

市有地の貸付に係る制限付一般競争入札
(平面駐車場)

実 施 要 領

令和6年11月

那覇市 総務部 管財課

目 次

◇実施要領		ページ
1 入札物件		1
2 入札参加資格		1
3 スケジュール		2
4 予定価格（年額）		2
5 契約上の主な条件		2
6 公共性への配慮		4
7 入札物件の確認		5
8 入札参加申込み・質問書受付		5
9 入札参加資格の認定通知		6
10 入札及び開札		7
11 契約の説明		1 0
12 落札決定の通知		1 0
13 契約の締結等		1 0
14 契約保証金		1 0
15 その他		1 0
※ お問い合わせ		1 0
 ◇物件調書		 1 1
◇契約書（案）		1 3
◇（様式 1）制限付一般競争入札参加申込書		2 0
◇（様式 2）誓約書		2 1
◇（様式 3）駐車場事業実績		2 2
◇（様式 4）質問書		2 3
◇（様式 5）入札書		2 4
◇（様式 6）委任状		2 5
◇（様式 9）入札保証金納付申請書		2 6
◇（様式 10）入札保証金納付免除申請書		2 7
◇記載例		2 8
◇図 面		3 3

市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）実施要領

那覇市では、下記市有地の有効活用を図るため、制限付一般競争入札により自動車の平面駐車場用地として土地の貸付をいたします。入札に参加される方は、本実施要領をよく読み、次の事項をご承知の上、お申込みください。

1 入札物件

（土地）

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2	23,198 m ² (法面等を含む)	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1	2,999.89 m ² (法面等を含む)	宅地	平面 駐車場

※ 3 筆まとめたの貸付となります。

（工作物）

区 分	名 称	数 量
工作物	フェンス	1 式
	排水管	1 式

2 入札参加資格

- （1）那覇市に本社や支店、営業所を有する法人
- （2）地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- （3）那覇市において指名停止期間中でないこと。
- （4）那覇市の市税を滞納していないこと。
- （5）「市有地の貸付(平面駐車場)に係る制限付一般競争入札実施要領」（以下「本実施要領」という。）に定める条件及び法令等を遵守し、「賃借人自らが入札物件を自動車の駐車場として、賃貸借期間中継続して営業・運営する事業」（以下「駐車場事業」という。）を行う資力、能力等を有する法人であること。
- （6）過去 3 年間に於いて、官公庁及び民間（法人・個人）における駐車場運営等の実績を有していること。
- （7）申込みをしようとする法人及びその役員が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条及び那覇市暴力団排除条例第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

3 スケジュール

No	項 目	日 程	備考
1	実施要領の公表	令和 6 年 11 月 15 日(金) ～11 月 29 日(金)	(※)
2	応募申込・質問書受付期間	令和 6 年 11 月 18 日(月) ～11 月 29 日(金)	(※)
3	質問書に対する回答	令和 6 年 12 月 16 日(月)までに行う。	
4	入札参加資格認定通知書	令和 6 年 12 月 16 日(月)	
5	入札保証金納付期間	令和 6 年 12 月 17 日(火) ～ 12 月 24 日(火)	(※)
6	入札日	令和 6 年 12 月 25 日(水)	
7	入札場所	本庁舎 5 階 501 会議室	
8	契約日	令和 6 年 1 月 8 日(水) 予定 ※契約書の提出期限: 落札決定の通知を受けた日から 7 日以内	

(※): 受付時間は、午前 8 時 30 分～正午、午後 1 時～午後 5 時 15 分
(ただし、期間中の土・日曜日を除きます。)

4 予定価格（年額）

金 150,000,000 円

※落札価格は、予定価格以上の最高入札価格とする。

5 契約上の主な条件

(1) 指定用途

入札物件（土地）を平面駐車場として使用するものとします。ただし、原則として月極め駐車場利用にかかる**車庫証明書**の発行はできません。

(2) 賃貸借期間

2025 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日までとする（6 年）。

(3) 賃借料

落札価格とします。なお、賃借料の納付につきましては、本市が発行する納付通知書により指定期日までに納付とします。

また、既に納付された賃借料については、本市の責任により生じた理由により契約を解除する場合を除き還付しません。

(4) 禁止事項

- ① 賃借人は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはいけません。
- ② 賃借人は、入札物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできません。
- ③ 賃借人は、入札物件に建築物を建築することはできません。

- ④ 賃借人は、入札物件の使用にあたり、本市の承諾を得ないで入札物件の形質を改変することはできません。

(5) 実地調査等

前記(3)及び(4)の履行を確認するため、本市が入札物件の利用状況等についての実地調査を実施するとき、又は関係資料の提出を求めたときは、賃借人は必ず本市に協力しなければなりません。

(6) 違約金

前記(3)～(5)の条件に違反した場合は、「賃借料(契約金額)の100分の10に相当する額を違約金として本市に支払わなければなりません。

(7) 入札物件の引渡しと返還

入札物件は、賃貸借期間の初日に現状有姿の状態で引き渡します。契約満了等により返還する場合は、本市の指定する期日までに入札物件を原状に回復し返還しなければなりません。

(8) 契約解除

本市は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができるものとします。

- ① 入札物件の全部を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
- ② 賃借人が賃貸借契約書の各条項に違反したとき。
- ③ その他賃借人がこの契約上の義務を履行しないとき。

(9) 契約の変更

- ① 入札物件の一部を公用又は公共用に供する必要が生じたとき、又はその他本市が必要と認めたとき。
- ② 契約を変更した場合、変更後の賃借料については、変更前契約の面積から変更に伴う面積に応じた額を減額するものとします。

(10) 駐車場設置に伴う届出事務

路外駐車場設置の届出及び、路外駐車場管理者等の基準適合義務にかかる特定路外駐車場設置の届出を行ってください。

(11) 賃借人の義務

- ① 賃借人は、善良な管理者の注意をもって入札物件を使用してください。
- ② 賃借人は、入札物件の使用に伴う近隣及び駐車場利用者等(前賃借人から引き継いだ者も含めて)への対応は、賃借人が一切の自己責任で行うものとします。
- ③ 賃借人は、駐車場事業により発生した事故、トラブル及び苦情等については一切の責任を持って対応するものとします。

(12) 年間運営状況報告

賃借人は、年に 1 回、月毎の運営状況（利用状況(利用台数)）を本市へ報告するものとします。

(13) 敷地の中央フェンス（P33 参照）

敷地の中央に段差対策のためフェンスが設置されています。賃借人による運営方法等によりフェンスの一部撤去については、本市が許可した場合に限り撤去を認めます。この場合の撤去費用は賃借人の負担とします。

(14) その他

- ① 看板等工作物の設置にあたっては、那覇市都市景観条例及び沖縄県（那覇市）屋外広告物条例等の関係法令が適用されます。
- ② 契約にあたって付する条件は「市有地賃貸借契約書（案）」（P13～P19参照）のとおりですので、条文をよくご確認ください。
- ③ 入札物件以外の工作物等については、入札物件を返還する時に撤去する必要があります。

6 公共性への配慮

那覇市の公有財産を使用していることに留意し、本市の信用を損なうことのないよう常に配慮しながら使用してください。

(1) 法令遵守の徹底

以下の法令等を厳格に守ってください。

- ① 駐車場法
- ② 個人情報保護に関する法律及び那覇市個人情報保護条例
- ③ 那覇市都市景観条例及び沖縄県（那覇市）屋外広告物条例
- ④ その他関係法令、条例等

(2) 安全性の保持

利用者が常に安全に駐車場施設を利用できるよう、点検・保守及び修繕を行い、駐車場施設の安全性を保持してください。

(3) 周辺地域への配慮

- ① 悪臭・騒音・ごみの散乱その他により地域住環境に悪影響を与えることのないよう十分に配慮してください。
- ② 賃貸借期間中、敷地内の砂塵等により周辺地域住宅に影響を与えないよう、適宜防塵処理を講じてください。

※ 防塵処理（2 層仕上）、形状寸法：7 号砕石、規格：PK-3 以上のものとします。

- ③ 入札物件敷地内(法面も含む)周辺の除草・樹木剪定作業及び清掃等を定期的に行い、環境美化に努めてください。周辺住民等から本市に申出等があった場合も迅速に対応してください。特に、法面の除草作業については、歩道の通行の妨げや台風等による散乱で周辺住民からの苦情が寄せられることも多いため、年3回以上実施してください。

※草刈で発生した廃棄物については、適切に処分してください。

- ④ (那覇市上之屋一丁目13番1)の法面について、法面保護工を施していないため、法面崩落の危険性がある。そのため、使用の際は車両の配置に留意し、必要に応じて土嚢を積む等の処置を行って下さい。

(4) 個人情報の取扱い

駐車場使用に際して入手した個人情報の管理にあたっては、個人情報保護に関する法律、那覇市個人情報保護条例を踏まえ、適切な管理を行ってください。

7 入札物件の確認

入札に参加しようとする者は、参加申込み前に必ず入札物件の確認を行ってください。

(P11「物件調書」参照)

8 入札参加申込み・質問書受付

(1) 入札参加申込み・質問書受付期間

令和6年11月18日(月)～令和6年11月29日(金)

午前8時30分～正午、午後1時～午後5時15分

(ただし、期間中の土・日曜日・祝日を除きます。)

(2) 入札参加申込み・質問書受付場所

那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所 本庁舎5階

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画G

電話：(代表) 098-867-0111 (内2076) (直通) 098-862-9904

FAX：098-862-9352 メール：s-kanzai001@city.naha.lg.jp

(3) 入札参加申込みに必要な書類

- ① 制限付一般競争入札参加申込書(様式1)
- ② 誓約書(様式2)
- ③ 駐車場事業実績(様式3)
- ④ 納税証明書(那覇市税の滞納がないことを証明するものに限る。)
- ⑤ 法人登記簿謄本又は登記事項証明書(受付日より3ヵ月以内に発行されたもの。)
- ⑥ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- ⑦ 印鑑登録証明書(受付日より3ヵ月以内に発行されたもの。)

(4) 入札参加申込みの手続き

受付期間内に、申込みに必要な書類を受付場所に直接持参してください。(郵送、電話、FAX、インターネットによる受付は行いません。)

なお、書類に不備がある場合には受付を行いません。また、受付期間以外の受付は行いません。

(5) 入札参加申込みにあたっての留意事項

- ① 落札後の賃貸借契約は、入札参加申込書に記載された名義以外では行いません。
- ② 提出された入札参加申込書類の内容が、本実施要領に反する場合は、入札参加申込みを受付けません。また、受付後に同事実が判明した場合についても、入札参加申込みを取り消します。
- ③ 申込書類提出後の内容の変更は認めない。ただし、申込書類の不足又は不備等があった場合は、事務局が連絡した日から7日以内に書類の追加提出又は訂正等を行ってください。
- ④ 入札申込みに使用する言語は日本語、単位は計量法に定められるもの、通貨単位は日本円を使用してください。
- ⑤ 入札申込みに係る一切の費用は入札参加申込者（以下「申込者」という。）の負担とします。
- ⑥ 申込書類の提出期限後の受付は行いません。
- ⑦ 申込書類の返却は行いません。
- ⑧ 申込者が落札した場合、市有地賃貸借売買契約書（案）（以下「契約書（案）」という。）により契約を締結することになるので、契約書（案）を熟読の上、入札に参加して下さい。

(6) 質問書の受付

本実施要領、応募申込に関する質問は、質問書（様式4：P23参照）により受付けます。質問書を提出できる者は応募申込者に限り、提出方法については、持参・郵送・FAX・電子メールにて受付けます。FAX・電子メールにて送信後は、電話で質問書送信の旨の連絡をしてください。なお、提出に要する費用は応募者の負担とします。

(7) 質問書に対する回答

回答日：令和6年12月16日（月）までに行う。

FAX又は電子メールにて全ての質問者に対する回答を、那覇市ホームページに公開します。

9 入札参加資格の認定通知

入札参加申込書類を審査のうえ、入札参加資格認定通知書（様式8）を送付いたします。

通知日：令和6年12月16日（月）

FAXにて通知後、原本は郵送いたします。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、この入札に参加できません。

10 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

入札日時：令和6年12月25日（水）

午後2時 受付開始

午後2時15分 事前説明開始

午後2時30分 入札開始

執行場所：那覇市泉崎1丁目1番1号 那覇市役所

本庁舎5階 501会議室

※ 本庁舎駐車場は有料となっております。長時間になることも予想されるため、公共交通機関のご利用又は周辺民間駐車場をご利用くださいますようお願いいたします。

(2) 提出書類等（入札当日持参するもの）

① 入札書（様式5）

② 委任状（様式6） ※代理人により入札しようとする場合のみ

③ 印鑑（代表者印、代理人の場合は代理人の印）

※印鑑の持ち出しが出来ない法人等は予め入札書に押印を行い、入札に対応して下さい。

④ 入札参加資格認定通知書（様式7）

⑤ 入札保証金領収証書（免除の場合は、入札保証金納付免除承認書）

(3) 入札保証金

① 入札保証金は、入札前までに現金による納付とします。ただし、那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項の規定に該当する場合は免除とします。

② 入札保証金の額は、入札金額の100分の5以上に相当する額とします。なお、再度入札の場合も想定してその額が不足とならないようにしてください。

③ 入札保証金が免除の場合は、P9の10(12)入札保証金の返還、(13)入札保証金の帰属は適用しません。

※入札日に最高入札価格で応札しても入札保証金の額が100分の5以上の額に達していない場合は、入札が無効となるので注意すること。

(4) 入札保証金納付の免除

① 入札者が、保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したときは、入札保証金の納付の全部又は一部の免除を受けることができます。また、過去2か年の間に国（公社、公団を含む。）又は地方公共団体とその種類及び規模を同じくする契約を2回以上締結し、これらをすべて誠実に履行した者で、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときも免除を受けることができます。

② 入札保証金の納付の免除を希望する者は、入札保証金納付免除申請書により申請してその免除承認書を受けること。

(5) 入札保証金納付期間

- ① 納付期間：令和 6 年 12 月 17 日（火）～令和 6 年 12 月 24 日（火）午後 2 時まで
- ② 納付の場合：入札保証金納付申請書（様式9）に記入・押印のうえ、提出してください。申請書提出後、市で発行する納入通知書を交付しますので、納付期間内に納入して下さい。また、入札保証金の領収書（原本）を、入札当日必ず持参してください。
- ③ 免除希望の場合：入札保証金納付免除申請書（様式10）を管財課に提出し、上記期限までにその承認を受けてください。

(6) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」又は「金」を記入し提出してください。押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- ② 入札金額は、年額を記載してください。
- ③ 入札は代理人により行わせることができます。この場合は、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出してください。委任状のない入札は、無効となります。
委任状には、印鑑登録届出印と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札に対する他の入札参加者の代理をすることはできません。
- ⑤ 電話、又は郵便による入札は認めません。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令及び那覇市契約規則（平成 26 年那覇市規則第 59 号）を遵守してください。

(7) 入札書の書換え等の禁止

提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできません。

(8) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行います。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち合わせます。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とみなします。

(9) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とします。

- ① 入札に参加する資格のない者のした入札
- ② 入札書が所定の日時までに提出しない入札
- ③ 入札者、又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- ④ 談合その他不正行為によってなされたと認められる入札

- ⑤ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達していない入札
- ⑥ 入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が分明でない入札
- ⑦ 入札書に入札者の氏名及び押印のない入札
- ⑧ 入札書の日付を欠いた入札、又は入札の年月日と合わない入札
- ⑨ 鉛筆等容易に消去可能な筆記用具を使用した入札
- ⑩ その他入札に関する条件に違反した入札

(10) 落札候補者の決定

- ① 落札候補者は、本市の予定価格以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。
- ② 落札候補者となるべき価格で入札した者が2人以上いる場合は、くじにより落札者を決定します。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせます。

(11) 入札結果の公表

落札候補者があるときは、その者の落札候補者名及び金額を、落札候補者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表します。

(12) 入札保証金の返還

- ① 落札候補者が決定した場合、入札保証金は、落札候補者に対しては契約締結後に、落札候補者以外の者に対しては、入札執行後、後日口座振込により返還します。
- ② 落札候補者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべて返還します。
- ③ 入札保証金には利息を付さない。

(13) 入札保証金の帰属

落札候補者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札候補者が納付した入札保証金は、本市に帰属するものとします。

(14) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することがあります。この場合、入札参加に要した費用（証明手数料等）は、市は補償いたしません。

(15) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行います。

11 契約の説明

- (1) 落札候補者に対しては、契約手続きの説明を入札終了後、引き続き総務部管財課（那覇市役所本庁舎 5 階）で行います。
- (2) 契約の説明には、落札候補者本人又は代理人が必ず出席してください。
- (3) 正当な理由がなく契約の説明に出席されない場合は、落札者の資格を取り消します。

12 落札決定の通知

落札者には落札決定通知書によりその旨通知します。

13 契約の締結等

- (1) 落札者が当該契約を締結しようとするときは、本市が作成した契約書に記名押印のうえ、落札決定の通知を受けた日から 7 日以内に本市へ提出してください。
- (2) 落札以降に、落札者に入札参加資格がないことが判明した場合は、契約の締結を行わず、契約締結以降に、契約者に入札参加資格がないことが判明した場合には、その契約を解除することがあります。

14 契約保証金

- (1) 契約保証金は那覇市契約規則第 29 条規定に基づき、契約金額（賃借料総額）の 100 分の 10 以上の金額を、契約締結時まで、市が発行する納入通知書により納入しなければなりません。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号の規定に基づく保険会社との間に本市を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は免除とします。なお、履行保証保険契約を締結した場合においては、直ちにその保険証券を本市へ寄託しなければなりません。また、納入通知書で納入した場合においては、契約保証金納入済領収書は、契約締結時に必ず持参してください。
- (2) 落札者が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、入札物件の原状回復を確認後、落札者の請求に基づき利息を付さずに返還します。
- (3) 落札者が本契約上の義務を履行しないときは、本市は本契約を解除し、納付された契約保証金は本市に帰属するものとします。

15 その他

- (1) 市有地賃貸借契約書に添付する収入印紙、その他契約の締結及び履行に関する一切の費用については、賃借人の負担となります。
- (2) 入札物件内に工作物等の設置を希望する場合は、本市が許可した場合に限り設置を認めます。

【お問合せ】 那覇市泉崎 1 丁目 1 番 1 号

那覇市 総務部 管財課 財産管理・企画 G

電 話：(代表) 098-867-0111 (内 2076)

(直通) 098-862-9904

物 件 調 書 ①

所 在 地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2
登 記 面 積	23,198 m ² (法面等を含む)
用 途	宅地
用 途 地 域	第一種中高層住居専用地域
指 定 用 途	平面駐車場
土地の状況	更地
接面道路の状況	北方：幅員 9m 舗装市道（両側約 1.5m 歩道付き） 約 10 メートルセットバック 東方：幅員 12m 舗装市道（両側約 2.5m 歩道付き） 約 5 メートルセットバック 南方：幅員 9m 舗装市道（両側約 1.5m 歩道付き）
交 通 機 関	1 沖縄都市モノレール 「おもろまち駅」約 1,300m 徒歩約 17 分 2 バス ①「おもろまちメディカルセンターバス停」約 30m 徒歩約 1 分 ②「上之屋一丁目バス停」（沖縄総合事務局前）約 300m 徒歩約 4 分 ③「おもろまち三丁目バス停」（沖縄銀行新都心店近く）約 400m 徒歩約 5 分 ④「上之屋バス停」（国道 58 号線）約 400m 徒歩約 5 分
現 況	出入口は 4 箇所となっています。※必ず事前に現地をご確認ください。
特 記 事 項	1 原則、現状回復後の状態で引き渡します。 2 本件土地を使用する際は、入札物件以外の工作物等の設置や改修等を行う場合は、本市と協議を行ってください。 また、その費用負担及び工事に必要な申請等については賃借人で行っていただきます。なお、賃貸借期間が終了までに、入札物件以外の工作物等を賃借人の負担で撤去し、また、本件土地を原状回復して本市に返還していただきます。 3 使用期間中は、周辺地域に迷惑を及ぼさないよう、本入札物件（法面も含む）を適正に管理してください。

物 件 調 書 ②

所 在 地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1
貸付面積	2,999.89 m ² （法面等を含む）
用 途	宅地
用途地域	第一種中高層住居専用地域
指定用途	平面駐車場
土地の状況	更地
接面道路の状況	東方、北方：幅員 9m 舗装市道（両側約 1.5m 歩道付き） 各 1.5 メートルセットバック 南方：幅員 6 m 舗装市道（1.5m セットバック） 西方：幅員 4 m 舗装歩道（1.0m セットバック）
交通機関	1 沖縄都市モノレール 「おもろまち駅」約 1,500m 徒歩約 20 分 2 バス ①「上之屋バス停」（国道 58 号線）約 270m 徒歩約 4 分 ②「上之屋一丁目バス停」（沖縄総合事務局前）約 540m 徒歩約 7 分 ③「おもろまち三丁目バス停」（沖縄銀行新都心店近く）約 590m 徒歩約 8 分
現 況	現在、一部アスファルト舗装、フェンス設置、出入口は 1 箇所となっております。
特記事項	1 現状のまま取引とします。 2 本件土地を使用する際は、入札物件以外の工作物等の設置や改修等を行う場合は、本市と協議を行ってください。 また、その費用負担及び工事に必要な申請等については賃借人で行っていただきます。なお、賃貸借期間が終了した後は、入札物件以外の工作物等を賃借人の負担で撤去し、また、本件土地を原状回復して本市に返還していただきます。 3 使用期間中は、周辺地域に迷惑を及ぼさないよう、本入札物件を適正に管理してください。 4 法面について、法面保護工を施していないため、法面崩落の危険性がある。そのため、使用の際は車両の配置に留意し、必要に応じて土嚢を積む等の処置を行うこと。

市有地賃貸借契約書（案）

賃貸人：那覇市（以下「甲」という。）と賃借人：（以下「乙」という。）の間に市有地の賃貸借について、次のとおり契約を締結する。

（貸付物件）

第1条 甲は、次に掲げる市有財産（以下「貸付物件」という。）を乙に賃貸し、乙はこれを賃借する。

（土地）

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目2番1及び2番2	23,198 m ²	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目13番1	2,999.89 m ²	宅地	平面 駐車場

（工作物）

区 分	名 称	数 量
工作物	フェンス	1 式
	排水管	1 式

（貸付物件の用途等）

第2条 乙は、貸付物件を平面による貸駐車場施設として、第3条に掲げる賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）中継続して営業・運営する事業（以下「駐車場事業」という。）を行うものとする。

2 乙は、貸付物件を駐車場事業の用途（以下「指定用途」という。）以外の用途に供してはならない。

3 貸付物件を指定用途に供するための設計、機器等の設置、運営、維持管理及び修繕に係る費用を乙の負担とする。

（賃貸借期間）

第3条 賃貸借期間は、2025年4月1日から2031年3月31日までとする。

（貸付料）

第4条 貸付物件の貸付料（以下「貸付料」という。）は、金〇〇〇〇〇円とする。

2 乙は、貸付料を、次表に基づき甲が発行する納付通知書により納付しなければならない。

年度	期間	貸付料	納付期限
2025 年度	2025 年 4 月 1 日～ 2026 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2025 年 4 月 30 日
2026 年度	2026 年 4 月 1 日～ 2027 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2026 年 4 月 30 日
2027 年度	2027 年 4 月 1 日～ 2028 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2027 年 4 月 30 日
2028 年度	2028 年 4 月 1 日～ 2029 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2028 年 5 月 1 日
2029 年度	2029 年 4 月 1 日～ 2030 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2029 年 4 月 30 日
2030 年度	2030 年 4 月 1 日～ 2031 年 3 月 31 日	(年額貸付料)	2030 年 4 月 30 日
合 計 (貸付料)		〇〇〇〇〇円	

3 前項の計算により算出した額に 1 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

4 乙の責めによらない理由により年度の中で貸貸借が終了したときは、貸付料は日割計算により算定した額に 1 円未満の端数を生じるときは、これを切り捨てるものとする。

(貸付料の改訂)

第 5 条 甲は、貸付物件につき特別の費用を負担することになったときその他正当な理由があると認めるときは、貸付料の増額を請求することができる。

2 乙は、前項の規定に基づく貸付料の増額を承認したときは、甲乙協議の上その額を決定する。

(遅延利息)

第 6 条 乙は、納付期限までに貸付料を納付しない場合は、納付期限の翌日から納付した日までの日数に応じ、年 14. 6 パーセントの割合で算定した金額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を遅延利息として、甲の発行する納付通知書により甲に納付しなければならない。

(還付)

第 7 条 乙が既に納付した貸付料は、還付しないものとする。ただし、甲が必要と認めたときは、その全部又は一部を還付することができる。

(契約保証金)

第 8 条 乙は、本契約後に契約保証金として金〇〇〇〇〇円を甲の発行する納付通知書により、甲の指定する期日までに納付しなければならない。ただし、那覇市契約規則第 30 条第 1 項第 1 号の履行保証保険契約を締結した場合は、この限りでない。なお、履行保

証保険契約を締結した場合においては、直ちにその保険証券を市へ寄託するものとする。

- 2 甲は、乙が前項の契約保証金を納付した場合は、賃貸借期間満了後、乙が第 23 条第 1 項に定める義務を履行したことを確認したときは、契約保証金を乙に返還する。
- 3 契約保証金には、利息を付さない。
- 4 甲が第 20 条第 1 項及び第 2 項により契約を解除したとき、又は乙が第 22 条第 1 項の義務を履行しないときは、契約保証金は甲に帰属する。
- 5 乙は、甲に対する契約保証金返還請求権を第三者に譲渡し、又は質権、譲渡担保その他いかなる方法によってもこれを担保に供してはならない。

(契約不適合責任)

第 9 条 乙は、本契約締結後貸付物件について種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完、賃貸料減額若しくは損害賠償の請求又は契約の解除をすることができない。

(不法占拠の通知)

第 10 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が不法占拠された場合は、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(禁止事項)

- 第 11 条 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはならない。
- 2 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他一切の権利を設定してはならない。
 - 3 乙は、貸付物件に建築物を建築してはならない。ただし、甲が認める場合は、この限りでない。

(経費の負担)

第 12 条 甲は、貸付物件の修繕義務を負わないものとし、貸付物件の保全、改良費、維持その他貸付物件の使用に要する経費は、すべて乙の負担とし、甲に請求することはできない。

(滅失又は毀損の通知)

第 13 条 乙は、貸付物件の全部又は一部が滅失し、又は毀損した場合には、直ちにその状況を甲に通知しなければならない。

(滅失又は毀損の原状回復)

第 14 条 乙の責めに帰する事由により貸付物件を滅失し、又は毀損したときは、乙の責任において原状に回復しなければならない。

(乙の義務)

第 15 条 乙は、貸付物件を善良なる管理者の注意をもって使用する義務を負う。

2 乙は、駐車場事業に伴う問題が生じた場合における一切の責めを負う。

3 乙は、「市有地の貸付（平面駐車場）に係る制限付一般競争入札実施要領」に定めた事項及び甲が貸付物件の管理上必要と認めて通知した事項を遵守しなくてはならない。

4 乙は、貸付物件の使用に当たっては、近隣と調和のとれた利用を行うとともに、近隣住宅の迷惑とならないよう十分に配慮しなければならない。

(第三者の損害に係る措置)

第 16 条 乙は、貸付物件の使用により、第三者に損害を及ぼすおそれがある場合は自らの責任と負担においてこれを防止し、損害を及ぼした場合はその損害を賠償しなければならない。

(調査協力義務)

第 17 条 甲は、本契約に基づく債権の保全上必要があると認められるとき、又は指定用途に関する履行状況を確認する必要があると認めるときは、乙に対し、その事業、資産若しくは経営状況に関して質問し、又は帳簿その他の書類の提出を求めることができる。

2 乙は、甲から前項の規定に基づく請求があったときは、直ちに甲に対して回答、資料の提出等をしなければならない。この場合において、正当な理由なくその請求を拒み又は妨げてはならない。

(違約金)

第 18 条 乙は、第 3 条に規定する賃貸借期間に、第 20 条第 1 項及び第 2 項のいずれかの規定により契約を解除されたときは、貸付料（契約金額）の 100 分の 10 に相当する額（その額に 1 円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）を違約金として甲の指定する期日までに支払わなければならない。

2 前項の場合において、第 8 条第 1 項の規定により契約保証金の納付がされているときは、甲は、当該契約保証金をもって前項の違約金に充当することができる。

(甲の原因による契約の解除)

第 19 条 甲により、貸付物件を公用又は公共用に供する必要があるときは、本契約を解除することができる。

(乙の原因による契約の解除)

第 20 条 甲は、次の各号のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1) 乙が第 2 条、第 11 条又は第 17 条第 2 項の規定に違反したとき。

(2) 乙の事業内容、資力、信用状態等の重要な事項に関して、虚偽の報告等があったとき。

(3) 乙の役員が暴力団、暴力団員又は暴力団関係者に該当すると判明したとき。

(4) その他乙が本契約上の義務を履行しないとき。

2 前項の規定にかかわらず、甲は、乙より契約解除希望日の 6 ヶ月前までに書面により契約

解除の申し出があり、かつ、甲が特段の理由があると認めるときには、本契約を解除することができる。

- 3 乙は、前2項の規定により本契約を解除された場合であっても、乙が貸付物件に支出した必要費、有益費その他一切の費用を甲に請求できない。
- 4 乙は、本契約の解除に伴い発生した損失について、甲にその補償を請求することはできない。

(契約の変更)

第21条 甲は、貸付物件の一部を公用又は公共用に供する必要が生じたとき又はその他甲が必要と認めたときは、本契約を変更することができる。

- 2 前項の規定により契約を変更した場合、変更後の貸付料は、変更前契約の面積から変更に伴う面積に応じた額を減額するものとする。

(原状回復)

第22条 乙は、賃貸借期間が満了した場合、又は第20条第1項及び第2項のいずれかの規定により契約が解除された場合においては、自らの負担により、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければならない。ただし、甲の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による返還は、甲の立会いの上で行うものとする。
- 3 甲は、乙が第1項に定める原状回復の義務を履行しないとき、乙にかわりこれを執行することができるものとする。この場合において、原状回復に要する費用が第8条に規定する契約保証金の額を超える場合は、その超えた費用を甲に支払わなければならない。

(立ち退き料等)

第23条 乙は、第20条第1項及び第2項のいずれかの規定により契約が解除されたことにより、貸付物件を甲に返還する場合は、返還に伴い発生する費用及び立ち退き料その他一切の費用を甲に請求することはできない。

(損害賠償)

第24条 乙は、その責めに帰する事由により貸付物件の全部又は一部を滅失し、又は毀損した場合は、当該滅失又は毀損による当該物件の損害に相当する金額を損害賠償として甲に支払わなければならない。ただし、第22条の規定により当該物件を原状に回復した場合は、この限りでない。

- 2 乙は、本契約に定める義務を履行しないため甲に生じた実際の損害額が第8条に規定する契約保証金の額を超える場合においては、その超過分を賠償しなければならない。
- 3 乙は、貸付物件の返還が遅延した場合は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から返還の日までの日数に1日当たりの貸付料相当額を乗じて得た額を、損害金として甲に支払わなければならない。

(1) 賃貸借期間が満了したとき 賃貸借期間満了日の翌日

(2) 第20条第1項及び第2項のいずれかの規定により契約が解除されたとき 契約解

除の日の翌日

- 4 乙は、賃貸借期間が満了した場合又は第 20 条第 1 項及び第 2 項のいずれかの規定により本契約が解除された場合において損害が生じても、甲にその賠償を請求してはならない。
- 5 甲が第 19 条の規定により本契約を解除した場合において、乙に損害が生じたときは、乙は甲にその賠償を請求できるものとする。

(住所等の変更届)

第 25 条 乙は、その所在地又は名称に変更があったときは、速やかに甲に届出るものとする。

(駐車場利用者等への対応)

第 26 条 乙は、駐車場事業により発生した事故、トラブル及び苦情等については一切の責任を持って対応するものとする。

(年間運営状況報告)

第 27 条 乙は、年に 1 回前年度の月毎の運営状況を毎年 4 月末日までに甲へ報告するものとする。

(自動販売機設置)

第 28 条 乙は、貸付物件内に自動販売機設置を希望する場合は、甲が許可した場合に限り設置を認めるものとする。

(管轄裁判所)

第 29 条 本契約に関する紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(協議)

第 30 条 本契約の各条項の解釈について疑義を生じたとき、又は本契約に定めのない事項については、甲乙協議の上定めるものとする。

(信義誠実の原則の厳守)

第 31 条 甲及び乙は、信義に従い誠実に本契約を履行しなければならない。

本件契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和 年 月 日

甲 那覇市泉崎一丁目 1 番 1 号
 那覇市
 那覇市長 知 念 寛

乙 住 所
 氏 名

(様式1)

制限付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

那覇市長 知 念 覚 宛

市の「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）」に参加したいので、次のとおり申し込みます。

住所
申込者
氏名 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(共同企業体の場合は代表法人名と代表者氏名)

(電話 :)

(FAX :)

1 入札参加を希望する物件 (土地)

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2	23,198 m ²	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1	2,999.89 m ²	宅地	平面 駐車場

2 賃貸借期間

2025 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日

3 添付資料

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書（様式 1）
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 駐車場事業実績（様式 3）
- (4) 納税証明書（那覇市税の滞納がないことを証明するものに限る。）
- (5) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- (6) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (7) 印鑑登録証明書

4 その他

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式2)

誓 約 書

令和 年 月 日

那覇市長 知 念 覚 宛

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

那覇市の「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札(平面駐車場)」の参加申込にあたり、当社及び当社の役員等は、下記事項について誓約します。

また、当該入札参加資格確認のため、那覇市が警察当局へ照会することについて同意いたします。

記

1 当社及び当社の役員等は、当該契約満了までの将来においても、暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者(下記事項①～⑥の者)ではありません。

①会社の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められる者

②会社又は会社の役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの

③会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの

④会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの

⑤会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているもの

⑥会社又は会社の役員等であって、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったもの

2 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合しません。

3 今後とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び関係法令を遵守し、社会から信用され、信頼される企業づくりに努めるとともに、那覇市から受注した場合には、那覇市の指導、要請等に誠実に対処します。

4 この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の取消し、指名停止、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

※ 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式3)

駐車場事業実績

令和 年 月 日

那覇市長 知 念 覚 宛

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

No	相手方	契約形態	期間	台数
1			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
2			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
3			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
4			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
5			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
6			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
7			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
8			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
9			R 年 月 日～ R 年 月 日	台
10			R 年 月 日～ R 年 月 日	台

※現在の契約も含み、過去3年間の実績のうち台数の多い順に最大10件を記載してください。

※契約形態欄は、賃貸借、委託、指定管理者、その他を記載してください。

※上記のうちNo1の契約書等の写しを添付してください。

※押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式4)

質 問 書

那覇市長 知念 覚 宛

令和 年 月 日

「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札実施要領（平面駐車場）」について、次の事項を質問します。

(提出者)

住 所

商号・名称

代表者氏名

印

(担当者・連絡先)

所 属

職 氏 名

住 所

電 話

F A X

E メ ー ル

No	ページ	項 目	質 問 内 容

※押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式5)

入 札 書

1 件 名

市有地の貸付に係る制限付一般競争入札(平面駐車場)

2 入札金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和 年 月 日

住 所

商 号

氏 名

印

代理人

印

那覇市長 知 念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 枠内に年額を記入してください。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

(様式6)

委 任 状

住 所
代理人
氏 名 印

上記の者を私の代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

件 名 市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）に関する一切の件

令和 年 月 日

住 所
委任者 商 号
氏 名 印

那覇市長 知 念 覚 宛

(注意)

- 1 法人の場合の氏名は、商号又は名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 委任者の押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- 3 代理人の押印は、認印でも構いません。

(様式 9)

入札保証金納付申請書

令和 年 月 日

那覇市長 知 念 寛 宛

住 所
氏 名
印
(法人の場合は法人名と代表者氏名)
(電話番号)

「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）」の入札保証金として、下記のとおり納付申請します。

記

1 入札物件 (土地)

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2	23,198 m ²	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1	2,999.89 m ²	宅地	平面 駐車場

2 入札保証金納付額 _____ 円

3 入札保証金の返還時振込口座

金融機関名	銀行			支店
預 金 種 目	普通 ・ 当座	口座番号		
フリガナ				
口座名義				

※押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式 10)

令和 年 月 日

入札保証金納付免除申請書

那覇市長 知 念 覚 宛

住 所

氏 名 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

(電話番号)

令和 年 月 日付け入札参加資格認定通知書に基づき、「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）」の入札保証金の納付免除を申請します。

記

1 入札物件

(土地)

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2	23,198 m ²	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1	2,999.89 m ²	宅地	平面 駐車場

2 入札保証金納付免除額 _____ 円

3 添付書類 入札保証保険契約書等

※押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式 1)

(記載例)
制限付一般競争入札参加申込書

令和 年 月 日

那霸市長 知 念 覺 宛

市の「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）」に参加したいので、次のとおり申し込みます。

住所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号

申込者

氏名 株式会社 那覇市
代表取締役 那 覇 太 郎 ⑩

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

(共同企業体の場合は代表法人名と代表者氏名)

(電話 :)

(FAX :)

1 入札参加を希望する物件
(土地)

区分	所在地	登記面積	現況地目	指定用途
土地	那覇市上之屋一丁目 2 番 1 及び 2 番 2	23,198 m ²	宅地	平面 駐車場
土地	那覇市上之屋一丁目 1 3 番 1	2,999.89 m ²	宅地	平面 駐車場

2 貸貸借期間

2025 年 4 月 1 日から 2031 年 3 月 31 日

3 添付資料

- (1) 制限付一般競争入札参加申込書（様式 1）
- (2) 誓約書（様式 2）
- (3) 駐車場事業実績（様式 3）
- (4) 納税証明書（那覇市税の滞納がないことを証明するものに限る。）
- (5) 法人登記簿謄本又は登記事項証明書
- (6) 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類
- (7) 印鑑登録証明書

4 その他

押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式2)

(記載例)
誓 約 書

令和 年 月 日

那覇市長 知 念 覚 宛

住 所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号

氏 名 株式会社 那覇市

代表取締役 那 覇 太 郎 印

(法人の場合は法人名と代表者氏名)

(電話番号)

那覇市の「市有地の貸付に係る制限付一般競争入札(平面駐車場)」の参加申込にあたり、当社及び当社の役員等は、下記事項について誓約します。

また、当該入札参加資格確認のため、那覇市が警察当局へ照会することについて同意いたします。

記

- 1 当社及び当社の役員等は、当該契約満了までの将来においても、暴力団及び暴力団員、暴力団密接関係者(下記事項①～⑥の者)ではありません。
 - ①会社の代表役員等又は一般役員等(これら以外の者であって、経営に事実上参加している者を含む。以下同じ。)であって、暴力団関係者であると認められるもの
 - ②会社又は会社の役員等であって、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団関係者を利用するなどしているもの
 - ③会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているもの
 - ④会社又は会社の役員等であって、暴力団又は暴力団関係者と密接な交際を有し、社会的に非難されるべき関係を有しているもの
 - ⑤会社又は会社の役員等が、暴力団関係業者であることを知りながら、これを不当に利用するなどしているもの
 - ⑥会社又は会社の役員等であって、那覇市の発注工事等に関し、暴力団又は暴力団関係者から不当介入を受け、あるいは不当介入による被害を受けたにもかかわらず那覇市に報告せず、又は所轄の警察署に届けなかったもの
- 2 競争入札又は見積において公正な執行を妨げません。また、公正な価格の成立を害し、又は不正の利益を得るために連合しません。
- 3 今後とも、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)及び関係法令を遵守し、社会から信用され、信頼される企業づくりに努めるとともに、那覇市から受注した場合には、那覇市の指導、要請等に誠実に対処します。
- 4 この誓約が事実と相違することが判明した場合は、那覇市から競争入札参加資格の取消し、指名停止、契約解除等の措置を受け、かつ、その事実を公表されても異存ありません。

※ 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。

(様式5)

(記載例：本人の場合)

入 札 書

1 件 名

市有地の貸付に係る制限付一般競争入札(平面駐車場)

2 入札金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和6年12月25日

住 所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号

商 号 株式会社 那覇市

氏 名 代表取締役 那 覇 太 郎 ㊞

代理人 印

那覇市長 知 念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 枠内に年額を記入してください。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

(様式5)

(記載例：代理人の場合)

入 札 書

1 件 名

市有地の貸付に係る制限付一般競争入札(平面駐車場)

2 入札金額

拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

上記のとおり入札いたします。

令和6年8月9日

住 所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号

商 号 株式会社 那覇市

氏 名 代表取締役 那 覇 太 郎

代理人 那 覇 花 子 ㊞

那覇市長 知 念 覚 宛

(注意)

- 1 入札金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」または「金」を記入してください。
- 2 枠内に年額を記入してください。
- 3 押印は、印鑑登録届出印を使用してください。代理人の場合は、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用してください。

(様式6)

(記載例)

委任状

住 所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号
代理人
氏 名 那 覇 花 子 ㊞

上記の者を私の代理人として、次の入札に関する一切の権限を委任します。

件 名 市有地の貸付に係る制限付一般競争入札（平面駐車場）に関する一切の件

令和6年〇月〇日

住 所 那覇市〇〇▲丁目▲番▲号
委任者 商 号 株式会社 那覇市
氏 名 代表取締役 那 覇 太 郎 ㊞

那覇市長 知 念 覚 宛

(注意)

- 1 法人の場合の氏名は、商号又は名称及び代表者氏名を記入してください。
- 2 委任者の押印は、印鑑登録届出印を使用してください。
- 3 代理人の押印は、認印でも構いません。

図 面

